

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月26日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社エクシング
【届出者の住所又は所在地】	愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	052-825-1901
【事務連絡者氏名】	経営企画室 部長 二宮 源和
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社エクシング (愛知県名古屋市瑞穂区桃園町3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、株式会社エクシングを指し、「対象者」とは、株式会社メディアクリエイトを指します。
- (注2) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注7) 本書において、「営業日」は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日を意味します。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

株式会社メディアクリエイト

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、この度、平成25年6月25日の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場している対象者の発行済普通株式（以下「対象者普通株式」といいます。）の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得し、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決議いたしました。なお、本書提出日現在、当社と対象者との間に資本関係はございません。

本公開買付けにおいては、対象者普通株式の全部を取得することを目的としていることから、買付予定数の上限を設定しておりません。他方、本公開買付けにおいては、3,432,000株を買付予定数の下限として設定しており、本公開買付けにおける応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,432,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。当該応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（3,432,000株）に満たない場合には応募株券等の全部の買付けを行いません。買付予定数の下限は、本公開買付け後の当社株券等所有割合が3分の2を上回る水準となるよう設定しており、対象者が平成25年4月12日に提出した第15期第3四半期報告書（以下「第15期第3四半期報告書」といいます。）に記載された平成25年2月28日現在の発行済株式総数（5,153,700株）から、対象者が平成25年4月5日に公表した「平成25年5月期 第3四半期決算短信」（以下「平成25年5月期第3四半期決算短信」といいます。）に記載された平成25年2月28日現在の自己株式数（6,098株）を控除した株式数（5,147,602株）に係る議決権数（5,147個）に3分の2を乗じて得た数（3,432個（1個未満切り上げ））に相当する株式数（3,432,000株）としております。

本公開買付けに際して、当社は、対象者の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦氏（所有株式数：1,340,523株（対象者の役員持株会における加藤博彦氏の持分に相当する株式の数523株（小数点以下切捨て）を含みます。）、第15期第3四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の発行済株式総数（5,153,700株）に対する所有株式数の割合（以下「所有割合」といい、小数点以下第三位を四捨五入しております。）：26.01%）との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書を締結し、その保有する対象者普通株式1,340,000株の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、対象者の役員持株会における同氏の持分に相当する対象者普通株式523株の全てについて役員持株会をして本公開買付けに応募させる旨の合意を得ております。また、当社は、加藤博彦氏の配偶者であり対象者の第二位株主である加藤恭枝氏（所有株式数：390,000株、所有割合：7.57%）、いずれも加藤博彦氏の子であり対象者の第七位株主である北澤晶子氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）、加藤智大氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）、及び加藤雅彦氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書をそれぞれ締結し、それぞれが保有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。上記の各合意書の内容については、下記「（6）本公開買付けに係る重要な合意」の「公開買付けの応募に関する合意」をご参照ください。

本公開買付けにおいては、対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けにより当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、当社は、本公開買付け後に、対象者に対し、対象者の株主を当社のみとするための手続(以下「本スクイズアウト手続」といい、本公開買付け及び本スクイズアウト手続を含めた一連の取引を、以下「本取引」といいます。)の実施を要請する予定です。

対象者が平成25年6月25日に公表した「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の取締役会において、対象者及び当社のいずれからも独立した第三者算定機関である湯浅公認会計士事務所から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、かなまち法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、当社との経営統合により対象者が得ることのできる利益と、対象者の知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場維持の意義を総合的に勘案し、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって、当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていることなどを考慮した結果、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である加藤博彦氏は、当社との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名(常勤監査役1名、3名とも社外監査役)全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 本公開買付けの目的並びにその実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程

当社は、ブラザー工業株式会社（以下「ブラザー工業」といいます。）の連結子会社です。平成4年5月に、ブラザー工業、株式会社インテック、及びブラザー販売株式会社（平成11年4月にブラザー工業に吸収合併。）の3社により通信カラオケ「JOYSOUND」を企画・開発する会社として設立されました。当時、パッケージ型が全盛のカラオケ業界において、当社は、通信回線を利用して音楽データを配信するという業界初の全く新しいコンセプトの通信カラオケを発売し、「カラオケboom」の火付け役となり、その後も新たな商品やサービスを通じて、市場の拡大を牽引してきました。一方、平成11年には、携帯電話向けのダウンロードサービスでは初めてとなる着信メロディサービスを開始し、「ポケメロ」の愛称とともに、モバイル分野におけるコンテンツサービス拡大の一翼を担いました。その後も、スマートフォンへの展開などを通じて、モバイル向けの多様なコンテンツサービスを展開しています。また、当社は、平成18年には、SNSサービスの台頭を見据え、カラオケ店舗とパソコン、携帯電話を結びつけたカラオケコミュニティ「うたスキ」サービスを開始、平成20年からは本格的な家庭用ゲーム機向けカラオケソフト「カラオケJOYSOUND Wii」を提供し、さらに平成21年からは親会社であるブラザー工業の技術開発力と当社の持つコンテンツ、企画開発力を活用して新規事業開発を積極的に展開するなど、常に新しい「JOY!!!（楽しさ！喜び！安らぎ！）」を提案し、新たな市場の創造を目指して事業を展開してまいりました。現在は完全子会社である株式会社スタンダード（以下「スタンダード」といいます。）を通じてカラオケ店舗、飲食店舗の全国展開も行っております。

また、当社は、平成18年にはピクチャーレジャーシステム株式会社と株式会社タイトーよりそれぞれ通信カラオケ事業を譲り受け、平成22年1月には「UGA」ブランドで展開する通信カラオケ事業大手の株式会社BMB（以下「BMB」といいます。）の全株式を株式会社USENより譲り受け、同年7月にはBMBを吸収合併するなど、積極的なM&Aにより事業規模を拡大しております。

当社グループは、今後も変革と挑戦を続け、「いつでも、どこでも、誰とでも楽しめる音楽エンタテインメントを世界に広げる」ことを目指し、未来につながるサービスの充実に取り組む方針です。

一方、対象者は、カラオケルームの運営を行う会社として平成10年7月に設立されました。平成11年12月にはマルチメディアカフェの店舗運営に参入し、平成17年8月には東京証券取引所マザーズ市場への上場を果たしています。

対象者は、経営方針として、「お客様へのサービスを通じて、「快適な時間と空間」を提供し、社会に貢献できるエクセレントカンパニーを目指します」を掲げ、マルチメディアネットカフェ「ゆう遊空間」と、カラオケ「メガトン」の2業態を事業の柱として経営を行っております。

マルチメディアカフェ事業では、静岡県及び神奈川県を中心にドミナント方式で直営店舗を出店しつつ、同時にフランチャイズ方式で全国展開を図り、現在37店舗を展開しております。大型店舗での出店を基本とし、コミック、インターネットといったサービスの提供に加え、ビリヤードやダーツといった室内スポーツも提供しており、近年ではカラオケルーム併設による複合店化を推進しております。カラオケ事業においては、高い稼働率を誇る中型店舗を静岡県及び神奈川県を中心に13店舗展開しており、地元密着型の店舗運営において長年のノウハウ蓄積があります。

かかる事業運営の中、対象者が主力事業としているマルチメディアカフェ事業の業界は、市場が成熟期を迎え、店舗数の増加による競争激化に加え、各社店舗の選別が進み、業界再編成へ向けた動きも活発化しているとのことです。このような環境下において、対象者は、「お客様第一主義」「重点主義」「事業構造の変革」を基本方針とし、店舗における「快適な時間と空間」を提供することに注力するとともに、各種改装、設備投資を推進しているとのことです。最近においては、収益構造の改善を図ることを最優先課題とし、売上高の増加を目的に、遊戯機器のバージョンアップを積極的に推進するなど、お客様単価の上昇を図る施策や、お客様数の増加を図るための各種販売促進施策を進めているとのことです。対象者は、これらの施策は一定の効果を上げているものと判断しているとのことですが、まだ途上であり収益構造の改善には至っていないとのことです。

このような中、対象者は、経済情勢の悪化や競争環境の悪化に伴う顧客数の減少が主な要因となり、平成22年5月期より3期連続で営業利益が赤字となっており、平成24年10月より、対象者単独での黒字化への取組みと同時に、他社との資本提携や業務提携及び経営統合等の検討を進めてきたとのことです。

当社及び対象者は、平成25年3月下旬、両社の相乗効果の発揮を意図した資本及び事業の経営統合に関する施策に係る協議を開始いたしました。当該協議を踏まえ、当社及び対象者は、対象者が展開しておりますカラオケ店舗事業と、当社の子会社であるスタンダードが運営しておりますカラオケ店舗事業は、地域の重複も少なく、運営形態も類似しているため、統合によるカラオケ店舗の規模の拡大が図れるものと考えました。また、対象者が運営しているマルチメディアカフェ事業におきましては、その主要サービスとしてカラオケの導入が図られており、当社の有するカラオケ機器ノウハウが大きく寄与するものと判断いたしました。その他、当社の有するコンテンツを対象者のマルチメディアカフェ事業において有効に利用できる可能性があるかと判断いたしました。その結果、当社は、上記のとおり、当社及び対象者が事業を相互に補完しながら一体的運営を行い、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、両社の企業価値の向上が期待できると考えるに至りました。また、一方で、両社の企業価値の最大化を図るためには、このような一体的な事業運営を共通の事業戦略のもとで行い、双方の経営資源の統合的かつ効果的な活用を可能とすることが重要であり、そのために最適な資本関係を形成する等の観点から、対象者を当社の完全子会社とする方策が最良であるとの判断により、当社から、対象者の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦氏に対して、本公開買付け及びその後の完全子会社化についての考え方及び基礎的な条件等を提案いたしました。当該提案について、加藤博彦氏より前向きな回答を得たことを受け、平成25年4月上旬に、当社は、加藤博彦氏及び対象者との間で、それぞれ、本公開買付け及びその後の完全子会社化の具体的な条件に係る協議・交渉を開始いたしました。

その後、当社による対象者に対するデュー・ディリジェンスを経て、当社は、加藤博彦氏及び対象者との間で、それぞれ更に協議を進めた結果、平成25年6月25日、本取引に係る諸条件及び当社グループの営業基盤と対象者の持つ事業ノウハウを相互に活用する事業運営の方針等についての合意に至り、また、加藤博彦氏との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定するに至りました。

当社は、対象者を当社の完全子会社とすることで、具体的には以下のようなシナジー効果を想定しております。

店舗事業における飲食関連の仕入について、スケールメリットを活かした原価の低減

対象者のカラオケルーム及びマルチメディアカフェにおける当社カラオケ機器の設置の拡大と、それによる店舗価値及びお客様満足度の向上

対象者のドミナントエリアである静岡県・神奈川県・愛知県地域における当社グループのプレゼンス向上により、当該地域における業務用カラオケの顧客への当社製品の販売拡大と当社ブランドの浸透、及び対象者の地域シェアの拡大
地元に着目した対象者のネットワークに加え、当社のブランド力、信用力を活用した新規出店機会の拡大

対象者が持つアミューズメント店舗運営のノウハウ移植による当社グループのカラオケ店舗の価値向上及び店舗の共同開発

会員向けサービスの共通化による顧客利便性の向上と新規サービスの共同開発

以上のように、当社は、対象者と経営資源を一体的に共有・活用することにより、当社グループの更なる企業価値向上を実現させることができると判断し、本公開買付けを実施することといたしました。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者としても、当社の完全子会社となることにより、対象者が上場廃止となった場合には、知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場会社としての利益は享受できなくなるものの、上場維持コストの負担軽減や管理コストの減少、並びに当社との経営統合により対象者の得ることのできる利益が、上場廃止となることによる不利益よりも大きいと判断したとのこと。その結果、対象者としては、当社の完全子会社となることで事業経営の相乗効果を発揮し、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、企業価値の最大化を図ることにより、対象者の成長発展が実現されるとの結論に至ったとのこと。

(3) 本公開買付け成立後の経営方針

当社は、本公開買付け成立後、対象者を完全子会社化することを予定しておりますが、完全子会社化後においても、対象者の主体性を尊重しつつ、オペレーションコストや管理コストの削減等の経営改善策を実施するとともに、当社グループの営業基盤と対象者の持つ事業ノウハウをより高いレベルで相互に活用することにより、当社及び対象者の企業価値向上を図ってまいります。

また、当社は、対象者とのシナジーを早期に極大化するため、対象者へ取締役3名を派遣する予定であり、対象者との間で、対象者が、平成25年8月28日に開催予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において、当社の指名する取締役候補者として吉田篤司（当社代表取締役社長）、小松英規（スタンダード専務取締役）、二宮源和（当社経営企画室部長）の3名及び監査役候補者として楠本健也（スタンダード監査役）の1名を、本公開買付けの成立を条件として対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出すること、及び本定時株主総会后最初に開催される取締役会において、対象者の代表取締役社長である加藤博彦氏を代表取締役社長に選定させるとともに、吉田篤司を対象者の代表取締役に選定することに合意しております。なお、本公開買付けが成立した場合、加藤博彦氏には、当面は取締役として継続いただきますが、その後時期をみて退任される予定です。その場合でも、当社といたしましては、顧問やアドバイザーといった立場から、加藤博彦氏が培ったノウハウを活かし、引き続き対象者ビジネスに対して助言いただきたいと考えております。上記につきましては、現時点で決定しているものではなく、本公開買付け成立後に、加藤博彦氏と当社との間で協議・検討してまいります。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合においては、本公開買付け成立後に以下の方法により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを所有することになるよう本スクイーズアウト手続を行うことを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後、当社は、対象者の定款の一部を変更して、対象者において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の定款の一部を変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び対象者の当該株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を平成25年10月を目処として開催することを対象者に要請する予定です。

また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記の付議議案に対するご承認をいただき、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容としての全部取得条項が付されることになる対象者の普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、当社は対象者に対し、本臨時株主総会と同日に上記の定款一部変更を付議議案に含む本種類株主総会を開催することを要請する予定です。なお、当社は、本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）が対象者に取得されることとなり、対象者の株主の皆様（対象者を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者の株主の皆様のうち交付されるべき当該別個の種類の対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主の皆様に対しては、会社法第234条その他関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。以下同じです。）に相当する当該別個の種類の対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。

なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本書提出日現在未定ですが、当社が対象者の発行済株式総数の全部を保有することとなるよう、当社以外の本公開買付けに応募されなかった対象者株式の株主の皆様に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

当社は、平成25年12月を目処に本スクイーズアウト手続を完了することを企図しておりますが、その具体的な日程等の詳細については未定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主の皆様は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができ、裁判所に買取価格の決定を求める申立てを行うことができますが、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項の買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、当社は、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、又は当社以外を対象者の株主の皆様による対象者株式の所有状況等によっては、上記から各手続に代えてそれと概ね同等の効果を有する他の方法により本スクイーズアウト手続を実施する可能性があり、また、実施時期に変更が生じる可能性もあります。ただし、その場合であっても、当社以外を対象者の株主の皆様に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭を交付することを予定しており、当社以外を対象者の株主の皆様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主の皆様が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一になるように算定する予定です。この場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者が速やかに公表いたします。

なお、本書は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場していますが、当社は本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することを予定しておりますので、株券上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意

公開買付けの応募に関する合意

当社は、対象者の筆頭株主であり、かつ対象者の代表取締役社長を務める加藤博彦氏（所有株式数：1,340,523株（対象者の役員持株会における加藤博彦氏の持分に相当する株式の数523株（小数点以下切捨て）を含みます。）、所有割合：26.01%）との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書を締結し、以下の合意を得ております。なお、加藤博彦氏が本公開買付けへの応募義務を負う前提条件はありません。

- ア. 保有する対象者の普通株式1,340,000株の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者の普通株式523株の全てについて、役員持株会をして本公開買付けに応募させる。
- イ. 対象者の取締役会をして、本定時株主総会において、当社の指定する取締役候補者3名及び監査役候補者1名を、本公開買付けの成立を条件として対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程させ、本定時株主総会終了後最初に開催される取締役会において、対象者の代表取締役社長である加藤博彦氏を代表取締役社長に選定させるとともに、当社の指定する取締役1名を対象者の代表取締役に選定させる。
- ウ. 本定時株主総会における議決権の行使について当社の指示に従ってこれを行う。

また、当社は、加藤博彦氏の配偶者であり対象者の第二位株主である加藤恭枝氏（所有株式数：390,000株、所有割合：7.57%）、いずれも加藤博彦氏の子であり対象者の第七位株主である北澤晶子氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）、加藤智大氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）、及び加藤雅彦氏（所有株式数：130,000株、所有割合：2.52%）との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書をそれぞれ締結し、保有する対象者普通株式の全てについて本公開買付けに応募する旨、及び本定時株主総会における議決権の行使について当社の指示に従ってこれを行う旨の合意を得ております。なお、加藤恭枝氏、北澤晶子氏、加藤智大氏及び加藤雅彦氏が本公開買付けへの応募義務を負う前提条件はありません。

対象者との合意

当社は、対象者との間で、平成25年6月25日に、対象者が本定時株主総会において、当社の指名する取締役候補者として吉田篤司（当社代表取締役社長）、小松英規（スタンダード専務取締役）、二宮源和（当社経営企画室部長）の3名及び監査役候補者として楠本健也（スタンダード監査役）の1名を、本公開買付けの成立を条件として対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出すること、及び本定時株主総会後最初に開催される取締役会において、対象者の代表取締役社長である加藤博彦氏を代表取締役社長に選定させるとともに、吉田篤司を対象者の代表取締役に選定することに合意しております。

(7) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、対象者の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦氏（所有株式数：1,340,523株（対象者の役員持株会における加藤博彦氏の持分に相当する株式の数523株（小数点以下切捨て）を含みます。）、所有割合：26.01%）が当社と公開買付けの応募に関する合意書を締結しており、加藤博彦氏と対象者の少数株主との利害が一致しない可能性があること、また、当社及び対象者は、当社が本取引により対象者を当社の完全子会社とすることを意図しており、対象者の少数株主と利害が一致しない可能性があること等を踏まえ、本公開買付けの公正性を担保するため、以下のような措置を実施いたしました。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるS M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興証券」といいます。）に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。

S M B C日興証券は、対象者の経営陣へのインタビュー及び対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、市場株価法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「D C F法」といいます。）の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年6月24日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、当社の第三者算定機関であるS M B C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。

上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	94円から106円
類似会社比較法	79円から126円
D C F法	99円から151円

まず市場株価法では、平成25年6月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月の終値の単純平均値（100円）（小数点以下四捨五入、以下平均株価において同じとします。）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（106円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（94円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を94円から106円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を79円から126円までと算定しております。

D C F法では、対象者の事業計画（注）をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を99円から151円までと算定しております。

（注）D C F法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画のうち、平成25年5月期については、対象者が平成25年6月25日付で公表した「通期業績予想と実績との差異に関するお知らせ」に記載された今回発表実績に基づいているとのことです。以下、対象者の事業計画について同様です。

当社は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者の筆頭株主である加藤博彦氏との間における価格交渉の結果、対象者との協議を踏まえ、最終的に平成25年6月25日の当社取締役会において、本公開買付け価格を1株当たり130円と決定いたしました。

本公開買付け価格130円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月24日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値86円に対して51.2%（小数点以下第二位四捨五入。以下、プレミアムの計算において同じです。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値96円に対して35.4%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値106円に対して22.6%、及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値94円に対して38.3%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付け価格130円は、本書提出日の前営業日である平成25年6月25日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値84円に対して54.8%のプレミアムを加えた価格となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としての湯浅公認会計士事務所に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、湯浅公認会計士事務所は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。

湯浅公認会計士事務所は、市場株価平均法、株価倍率法及びDCF法を用いて対象者の株式価値算定を行い、対象者は湯浅公認会計士事務所から平成25年6月24日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、湯浅公認会計士事務所から本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	94円から106円
株価倍率法	100円から125円
DCF法	114円から149円

市場株価平均法では、算定基準日を平成25年6月21日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値平均値（100円）、直近3ヶ月間の終値平均値（106円）及び直近6ヶ月間の終値平均値（94円）を基に、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を94円から106円までと算定しております。

株価倍率法では、対象者と類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性を示す財務指標との比較を通じて対象者の株式価値を算定し、対象者の普通株式1株当たりの株式価値の範囲を100円から125円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向及び一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を算定し、対象者普通株式1株当たりの株式価値の範囲を114円から149円までと算定しております。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、リーガル・アドバイザーとしてかなまち法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に対する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等について法的助言を受けているとのこととです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年6月25日開催の取締役会において、湯浅公認会計士事務所から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、かなまち法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、当社との経営統合により対象者が得ることのできる利益と、対象者の知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場維持の意義を総合的に勘案し、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となつて、当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていることなどを考慮した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのこととです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である加藤博彦氏は、当社との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのこととです。当該取締役会においては、対象者の取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのこととです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（常勤監査役1名、3名とも社外監査役）全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べているとのこととです。

公開買付価格の公正性を担保する客観的状況の確保

当社は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保し、本公開買付価格の公正性を担保することを意図しております。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成25年6月26日（水曜日）から平成25年8月7日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成25年6月26日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/ ）

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1株につき、金130円
新株予約権証券	-
新株予約権付社債券	-
株券等信託受益証券（ ）	-
株券等預託証券（ ）	-
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。</p> <p>SMB C日興証券は、対象者の経営陣へのインタビュー及び対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果を踏まえて、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はSMB C日興証券から平成25年6月24日に株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。</p> <p>上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価法 94円から106円 類似会社比較法 79円から126円 DCF法 99円から151円</p> <p>まず市場株価法では、平成25年6月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月の終値の単純平均値（100円）、直近3ヶ月の終値の単純平均値（106円）及び直近6ヶ月の終値の単純平均値（94円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を94円から106円までと算定しております。</p>

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を79円から126円までと算定しております。

DCF法では、対象者の事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を99円から151円までと算定しております。

当社は、SMB C日興証券から取得した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることを見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者の筆頭株主である加藤博彦氏との間における価格交渉の結果、対象者との協議を踏まえ、最終的に平成25年6月25日の当社取締役会において、本公開買付価格を1株当たり130円と決定いたしました。

本公開買付価格130円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成25年6月24日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値86円に対して51.2%、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値96円に対して35.4%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値106円に対して22.6%、及び同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値94円に対して38.3%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

また、本公開買付価格130円は、本書提出日の前営業日である平成25年6月25日の東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の終値84円に対して54.8%のプレミアムを加えた価格となります。

<p>算定の経緯</p>	<p>当社及び対象者は、平成25年3月下旬、両社の相乗効果の発揮を意図した資本及び事業の経営統合に関する施策に係る協議を開始いたしました。当該協議を踏まえ、当社及び対象者は、対象者が展開しておりますカラオケ店舗事業と、当社の子会社であるスタンダードが運営しておりますカラオケ店舗事業は、地域の重複も少なく、運営形態も類似しているため、統合によるカラオケ店舗の規模の拡大が図れるものと考えました。また、対象者が運営しているマルチメディアカフェ事業におきましては、その主要サービスとしてカラオケの導入が図られており、当社の有するカラオケ機器ノウハウが大きく寄与するものと判断いたしました。その他、当社の有するコンテンツを対象者のマルチメディアカフェ事業において有効に利用できる可能性があるかと判断いたしました。その結果、当社は、上記のとおり、当社及び対象者が事業を相互に補完しながら一体的運営を行い、ノウハウの共有やスケールメリットを活かすことにより、両社の企業価値の向上が期待できると考えるに至りました。また、一方で、両社の企業価値の最大化を図るためには、このような一体的な事業運営を共通の事業戦略のもとで行い、双方の経営資源の統合的かつ効果的な活用を可能とすることが重要であり、そのために最適な資本関係を形成する等の観点から、対象者を当社の完全子会社とする方策が最良であるとの判断により、当社から、対象者の筆頭株主であり、かつ代表取締役社長を務める加藤博彦氏に対して、本公開買付け及びその後の完全子会社化についての考え方及び基礎的な条件等を提案いたしました。当該提案について、加藤博彦氏より前向きな回答を得たことを受け、平成25年4月上旬に、当社は、加藤博彦氏及び対象者との間で、それぞれ、本公開買付け及びその後の完全子会社化の具体的な条件に係る協議・交渉を開始いたしました。</p> <p>その後、当社による対象者に対するデュー・ディリジェンスを経て、当社は、加藤博彦氏及び対象者との間で、それぞれ更に協議を進めた結果、平成25年6月25日、本取引に係る諸条件及び当社グループの営業基盤と対象者の持つ事業ノウハウを相互に活用する事業運営の方針等についての合意に至り、また、加藤博彦氏との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結するとともに、本公開買付けを実施することを決定するに至りました。</p> <p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付け価格を決定するに際し参考にするため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対象者普通株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、当社は、本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。また、当社の第三者算定機関であるSMB C日興証券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係は有しておりません。</p>
--------------	---

当該意見の概要

S M B C日興証券は、市場株価法、類似会社比較法及びD C F法の各手法を用いて対象者普通株式の株式価値の算定を行い、当社はS M B C日興証券から平成25年6月24日に株式価値算定書を取得いたしました。上記各手法において算定された対象者普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	94円から106円
類似会社比較法	79円から126円
D C F法	99円から151円

まず市場株価法では、平成25年6月21日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者普通株式の直近1ヶ月の終値の単純平均値(100円)、直近3ヶ月の終値の単純平均値(106円)及び直近6ヶ月の終値の単純平均値(94円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を94円から106円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を79円から126円までと算定しております。

D C F法では、対象者の事業計画をベースに、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年5月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を99円から151円までと算定しております。

	<p>当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯 当社は、S M B C日興証券から取得した株式価値算定書を参考にしつつ、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、対象者取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格の決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者普通株式の6ヶ月間の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、本公開買付けの後に対象者普通株式が上場廃止となることが見込まれており対象者の株主の皆様への影響が大きいこと等を総合的に勘案した上で、対象者の筆頭株主である加藤博彦氏との間における価格交渉の内容の結果、対象者との協議を踏まえ、最終的に平成25年6月25日の当社取締役会において、本公開買付価格を1株あたり130円と決定いたしました。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,147,602 (株)	3,432,000 (株)	- (株)

(注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,432,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(3,432,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注2) 買付予定数は、本公開買付けにより当社が取得する対象者の株券等の最大数です。当該最大数は、第15期第3四半期報告書に記載された平成25年2月28日現在の対象者の発行済株式総数(5,153,700株)から、平成25年5月期第3四半期決算短信に記載された平成25年2月28日現在の自己株式数(6,098株)を控除した株式数(5,147,602株)になります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,147
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月26日現在)(個)(d)	-
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年6月26日現在)(個)(g)	-
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(個)(j)	5,140
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	100.00

(注1)「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(5,147,602株)に係る議決権の数です。

(注2)「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(j)」は、第15期第3四半期報告書記載の総株主の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、同報告書記載の単元未満株式の数(7,700株)に係る議決権の数(7個)を加えた5,147個を「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年11月30日現在)(j)」として計算しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）は、公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時30分までに応募してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。また、当該応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主口座」といいます。）に、応募株券等が記録されている必要があります。なお、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を通じた応募の受付は行われません。

応募株主等は、応募に際しては、上記「公開買付応募申込書」とともに、ご印鑑をご用意ください。また、公開買付代理人に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注2）の適用対象となります。

公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店において、公開買付期間の末日の15時30分まで応募の受付をします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になれる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている株券等（対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている株券等を含みます。）については、当該応募株券等につき公開買付代理人の応募株主口座への振替手続を行う必要があります。公開買付代理人が、当該応募株券等につき、公開買付代理人の応募株主口座への振替手続が完了して公開買付代理人の応募株主口座に記録されていることを確認してからの受付となります。なお、振替手続には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。また、一度特別口座から振替られた応募株券等については再度特別口座へ記録することはできません。

(注1) 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合、又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。

個人

〔有効期限内の原本〕

運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳、住民基本台帳カード（氏名・住所及び生年月日の記載のあるもの）、パスポート、外国人登録証明書

〔発行から6ヶ月以内の原本〕

住民票の写し、印鑑証明書、住民票の記載事項証明書、外国人登録原票の写し、外国人登録原票の記載事項証明書

住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。

各種健康保険証の場合には、ご住所の記載もれ等がないかをご確認ください。

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。運転免許証等の裏面に住所の訂正が記載されている場合は裏面のコピーもご提出ください。

法人

登記簿謄本

法人自体の本人確認に加え、代表者若しくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認書類（上記「個人」と同様）

外国人株主等

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り、）の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡は原則として申告分離課税の適用対象となります。税務上の具体的な質問等は税理士等の専門家に各自ご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（ただし、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除
手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	669,188,260
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	25,000,000
その他(c)	5,000,000
合計(a) + (b) + (c)	699,188,260

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄は、本公開買付けにおける買付予定数(5,147,602株)に、1株当たりの本公開買付価格
(130円)を乗じた金額です。

(注2) 「買付手数料(b)」欄は、公開買付代理人に支払う手数料の見積額です。

(注3) 「その他(c)」欄は、本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その
他必要書類の印刷費等の諸費用につき、その見積額です。

(注4) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定で
す。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
普通預金	750,000
計(a)	750,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
		計		-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計			-

【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	-	-	-	-
2	-	-	-	-
計(b)				-

□【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-
計(c)			-

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
-	-
計(d)	-

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

750,000千円 ((a)+(b)+(c)+(d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

1 0 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

(2) 【決済の開始日】

平成25年 8 月14日 (水曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

(4) 【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態 (応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。) に戻します。

1 1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,432,000株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限 (3,432,000株) 以上の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第14条第 1 項第 3 号又ニ定める「イからリまでに掲げる事実為準る事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに当該公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

平成4年5月	ブラザー工業株式会社・株式会社インテック・ブラザー販売株式会社の3社が、マルチメディアネットワークカラオケ「JOYSOUND」を企画・開発する株式会社エクシングを設立
平成8年7月	音楽著作物などの管理・運用を行う100%子会社「株式会社エクシング・ミュージックエンタテインメント」を設立
平成18年4月	「孫悟空」ブランドで通信カラオケ事業を展開するビクターレジャーシステム株式会社の全株式を日本ビクター株式会社より譲受
平成18年7月	「LAVCA」「X2000」ブランドで通信カラオケ事業を展開する株式会社タイトーが同事業を新設分割により設立した株式会社JAXの全株式を譲受
平成22年1月	「UGA」ブランドで通信カラオケ事業を展開する株式会社BMBの全株式を株式会社USENより譲受
平成22年7月	株式会社BMBと合併

【会社の目的及び事業の内容】

会社の目的

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子音響機器および電子通信機器の製造・販売・賃貸および輸出入
2. コンピュータおよび周辺機器の製造・販売および賃貸
3. コンピュータ用ソフトウェアの開発・販売
4. 通信回線を利用した各種情報提供サービス
5. 電気通信事業および音響・映像その他各種店舗に関する調査・企画・研究およびコンサルティング
6. 音声・映像のソフトウェアの企画・制作・販売ならびにこれに関する著作権の取得・貸与
7. 書籍・楽譜などの印刷物の出版・販売
8. インターネットによる通信販売ならびにその取次ぎ
9. 芸能タレント・音楽家などの育成およびマネジメント
10. 広告宣伝の代理業
11. インターネットによる広告宣伝
12. 飲食店、カラオケボックス、コンビニエンスストア、スポーツ施設および遊戯場の経営
13. 金融業、総合リース業および損害保険代理店業
14. 不動産の売買、仲介、賃貸
15. 前各号に付帯する一切の事業

事業の内容

当社グループは、当社、子会社6社で構成されており、通信カラオケ装置等の企画・販売、携帯電話向けコンテンツ配信、カラオケ店舗・飲食店舗の運営を主な事業としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

平成25年6月26日現在

資本金の額（円）	発行済株式の総数（株）
7,122,648,874	69,954,422

【大株主】

平成25年 6月26日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
ブラザー工業株式会社	愛知県名古屋市瑞穂区苗代町15-1	69,931,422	99.97
計	-	69,931,422	99.97

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成25年 6月26日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有 株式数 (千株)
代表取締役 会長	-	神谷 純	昭和34年 2月11日	昭和56年 4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成 7年10月 ブラザーインターナショナルコーポレーション(カナダ) 取締役社長 平成11年 4月 ブラザー販売株式会社 情報機器統括事業部長 平成17年 6月 株式会社ブラザーセイビング 代表取締役社長 平成17年 6月 ブラザー販売株式会社 代表取締役社長 平成18年 6月 当社 取締役 平成19年 1月 当社 専務取締役 平成20年 4月 ブラザー販売株式会社 取締役、ブラザー工業株式会社執行役員技術開発部、NID開発部、N&C事業推進部、ネットワークソリューションズSBU 担当 平成20年 6月 当社 取締役 平成21年 4月 ブラザー工業株式会社 執行役員N&C事業推進部、ネットワークソリューションズSBU、ネットワークシステム開発部、新事業企画推進部担当兼新事業企画推進部長 平成21年12月 当社 代表取締役会長(現任) 平成22年 1月 株式会社BMB 取締役 平成22年 4月 ブラザー工業株式会社 グループ常務執行役員 平成25年 4月 ブラザー工業株式会社 常務執行役員 N&C事業統括 兼 N&C事業推進部、ネットワークシステム開発部 担当 兼 N&C事業推進部長(現任)	-
代表取締役 社長	カラ オケ 事業 本部長	吉田 篤司	昭和34年 4月 8日	昭和57年 4月 ブラザー工業株式会社入社 平成 9年 5月 当社 企画・経理部長 平成10年 6月 当社 取締役企画・経理部長 平成11年 4月 当社 取締役企画・経理部長兼総務・人事部長 平成13年 4月 当社 取締役本社統括部長 平成18年 8月 当社 取締役本社統括部長兼ジョイスOUND事業部管掌 平成18年 9月 当社 取締役本社統括部、ジョイスOUND事業部管掌 平成20年 4月 当社 代表取締役社長 平成22年 1月 株式会社BMB 取締役 平成22年 3月 同社 代表取締役副社長 平成22年 7月 当社 代表取締役社長 兼 カラオケ事業本部長(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
取締役	-	中谷 幸夫	昭和35年12月27日	昭和58年4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成6年5月 当社 企画部長 平成6年12月 当社 取締役企画部長 平成11年4月 当社 取締役開発企画部長兼第三営業部長 当社 取締役エンタテイメントビジネス事業部長兼開発部長 平成13年4月 当社 取締役エンタテイメントビジネス事業部長 平成14年4月 当社 取締役エンタテイメントビジネス事業部長 平成22年4月 当社 取締役エンタテイメントビジネス事業本部長 当社 取締役(現任) 平成23年6月	2
取締役	経理部長	山中 和教	昭和37年9月6日	昭和60年4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成18年6月 当社 監査役 平成19年4月 ブラザー工業株式会社 財務部グループ・マネジャー 平成20年9月 当社 取締役本社統括部管掌 平成22年1月 株式会社BMB 監査役 平成22年4月 当社 取締役本社管理本部長 兼 経理部長 当社 本社管理本部長 兼 経理部長 平成22年6月 当社 取締役 兼 経理部長(現任) 平成23年6月	-
取締役	-	石井 貞行	昭和32年1月28日	昭和54年4月 株式会社インテック 入社 平成8年10月 同社 北陸金融システム部長 平成11年4月 同社 EC事業部長 平成17年4月 同社 B2B-ix事業部長 平成18年10月 株式会社ブラネット 取締役(現任) 平成20年4月 ITホールディングス株式会社 執行役員 事業推進本部長 平成22年4月 株式会社インテック 執行役員 ネットワーク&アウトソーシング事業本部副本部長 平成23年4月 同社 取締役 流通ビジネス開発室担当 ネットワーク&アウトソーシング事業本部長 平成24年6月 同社 常務取締役 プラットフォームビジネス事業部、金融ソリューションサービス事業本部、BPO事業本部担当 ネットワーク&アウトソーシング事業本部長(現任) 平成25年6月 当社 取締役(現任)	-
常勤監査役	-	島野 徹二	昭和30年10月9日	昭和53年4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成8年12月 ブラザーインターナショナル(シンガポール) 取締役アドミニ部門マネジャー 平成13年1月 ブラザーコマーシャル(タイランド) 社長 平成21年5月 ブラザー工業株式会社 内部監査部シニア・チーム・マネジャー 平成24年6月 当社 監査役(常勤)(現任)	-

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有 株式数 (千株)
監査役	-	亀之内 孝文	昭和29年9月13日	昭和53年4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成19年1月 同社 経営企画部長 平成19年4月 同社 執行役員経営企画部長 平成21年4月 同社 執行役員経営企画担当、事業革新部長 平成22年6月 当社 監査役(現任) 平成23年4月 ブラザー工業株式会社 執行役員経営企画担当、事業革新部長兼 グローバルCSR推進部長 平成25年4月 同社 常務執行役員 営業企画部、商品企画部、サービス&ソリューションズ事業推進部 担当(現任)	-
監査役	-	七條 正雄	昭和38年1月1日	昭和60年4月 ブラザー工業株式会社 入社 平成9年7月 当社 出向 平成15年11月 ブラザー工業株式会社 財務部シニア・チーム・マネジャー(現任) 平成20年6月 株式会社ブラザーエンタープライズ 監査役(現任) 平成24年6月 当社 監査役(現任)	-
計					2

(注) 当社の平成25年6月20日開催の第22回定時株主総会において、上記の取締役5名が選任されております。なお、本書提出日現在、当社は変更登記手続き中のため、本書の添付書類である当社の履歴事項全部証明書には、上記の取締役の選任に係る変更が反映されておられません。

(2) 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の第22期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、第22期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の計算書類について、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、本書に記載する当社の第22期事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表は監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

【貸借対照表】

(単位：千円)

	注記 番号	第22期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金		277,418	
受取手形	3	810,239	
売掛金		4,555,953	
リース投資資産		145,985	
商品		2,115,462	
貯蔵品		1,434	
前渡金		194,392	
前払費用		489,049	
繰延税金資産		1,164,748	
未収入金		859,035	
その他		44,687	
貸倒引当金		87,968	
流動資産合計		10,570,439	37.6
固定資産			
有形固定資産			
建物		1,026,994	
減価償却累計額		456,473	
建物(純額)		570,521	
構築物		19,331	
減価償却累計額		7,501	
構築物(純額)		11,829	
賃貸用機器		9,415,031	
減価償却累計額		6,611,415	
賃貸用機器(純額)		2,803,616	
工具、器具及び備品		2,573,825	
減価償却累計額		1,939,952	
工具、器具及び備品(純額)		633,872	
土地		438,231	
リース資産		1,196,891	
減価償却累計額		552,725	
リース資産(純額)		644,166	
有形固定資産合計		5,102,238	18.2

(単位：千円)

	注記 番号	第22期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
固定資産			
無形固定資産			
のれん		5,042,549	
特許権		4,740	
商標権		1,762	
ソフトウェア		2,499,155	
ソフトウェア仮勘定		22,300	
電話加入権		138,528	
無形固定資産合計		7,709,036	27.4
投資その他の資産			
投資有価証券		855,539	
関係会社株式		358,732	
出資金		19,461	
長期貸付金		9,718	
関係会社長期貸付金		397,000	
破産更生債権等	1	1,489,776	
長期前払費用		713,298	
繰延税金資産		33,581	
差入保証金		2,123,207	
その他		214,378	
貸倒引当金		1,496,530	
投資その他の資産合計		4,718,164	16.8
固定資産合計		17,529,439	62.4
資産合計		28,099,879	100.0

(単位：千円)

	注記 番号	第22期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
負債の部			
流動負債			
買掛金		1,864,900	
短期借入金		6,897,839	
リース債務		270,631	
未払金		232,476	
未払費用		1,759,396	
未払法人税等		268,442	
未払消費税等		120,715	
前受金		207,418	
預り金		80,529	
前受収益		49,841	
賞与引当金		751,103	
ポイント引当金		15,847	
資産除去債務		2,110	
割賦利益繰延		261,666	
その他		28,518	
流動負債合計		12,811,438	45.6
固定負債			
リース債務		691,994	
退職給付引当金		1,516,721	
役員退職慰労引当金		47,980	
債務保証損失引当金		2,982	
資産除去債務		317,794	
その他		274,340	
固定負債合計		2,851,814	10.1
負債合計		15,663,253	55.7

(単位：千円)

	注記 番号	第22期事業年度 (平成25年3月31日)	構成比 (%)
純資産の部			
株主資本			
資本金		7,122,648	25.4
資本剰余金			
資本準備金		5,498,915	
資本剰余金合計		5,498,915	19.6
利益剰余金			
利益準備金		280,000	
その他利益剰余金			
別途積立金		10,000,000	
繰越利益剰余金		10,673,560	
利益剰余金合計		393,560	1.4
株主資本合計		12,228,004	43.6
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金		208,621	
評価・換算差額等合計		208,621	0.7
純資産合計		12,436,625	44.3
負債純資産合計		28,099,879	100.0

【損益計算書】

(単位：千円)

	注記 番号	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	百分比 (%)
売上高		42,856,377	100.0
売上原価		21,432,987	50.0
売上総利益		21,423,390	50.0
販売費及び一般管理費	2	20,285,588	47.3
営業利益		1,137,801	2.7
営業外収益			
受取利息		42,272	
受取配当金	1	167,468	
貸倒引当金戻入額		79,041	
関係会社事業損失引当金戻入額		32,150	
受取補償金		75,350	
還付消費税等		62,412	
その他		82,039	
営業外収益合計		540,735	1.2
営業外費用			
支払利息		96,335	
貸倒損失	1	81,714	
その他		38,948	
営業外費用合計		216,998	0.5
経常利益		1,461,538	3.4
特別利益			
固定資産売却益	3	57,769	
投資有価証券売却益		10,787	
特別利益合計		68,556	0.1
特別損失			
固定資産除売却損	4	72,869	
減損損失	5	135,130	
その他		18,761	
特別損失合計		226,761	0.5
税引前当期純利益		1,303,333	3.0
法人税、住民税及び事業税		236,000	
法人税等調整額		301,734	
法人税等合計		65,734	0.2
当期純利益		1,369,067	3.2

【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第22期事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
株主資本		
資本金		
当期首残高	7,122,648	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	7,122,648	
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,498,915	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	5,498,915	
資本剰余金合計		
当期首残高	5,498,915	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	5,498,915	
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	280,000	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	280,000	
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高	10,000,000	
当期変動額		
当期変動額合計	-	
当期末残高	10,000,000	
繰越利益剰余金		
当期首残高	12,042,628	
当期変動額		
当期純利益	1,369,067	
当期変動額合計	1,369,067	
当期末残高	10,673,560	

(単位：千円)

	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
利益剰余金合計		
当期首残高	1,762,628	
当期変動額		
当期純利益	1,369,067	
当期変動額合計	1,369,067	
当期末残高	393,560	
株主資本合計		
当期首残高	10,858,936	
当期変動額		
当期純利益	1,369,067	
当期変動額合計	1,369,067	
当期末残高	12,228,004	
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	52,293	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156,328	
当期変動額合計	156,328	
当期末残高	208,621	
評価・換算差額等合計		
当期首残高	52,293	
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156,328	
当期変動額合計	156,328	
当期末残高	208,621	
純資産合計		
当期首残高	10,911,229	
当期変動額		
当期純利益	1,369,067	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	156,328	
当期変動額合計	1,525,395	
当期末残高	12,436,625	

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) その他有価証券
 - 時価のあるもの
決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
 - 時価のないもの
移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品
移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
- (2) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	2年	～	50年
賃貸用機器	2年	～	5年
工具、器具及び備品	2年	～	20年
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
なお、のれんについては効果の発現する見積期間(2年～8年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

4.引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(3)ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末における将来使用見込額を計上しております。

(4)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、数理計算上の差異については、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間による按分額を、定額法によりそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理しております。

(5)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

(6)債務保証損失引当金

債務保証に係る損失に備えるため、過去の履行実績率を基準にした保証損失負担見込額のほか、必要に応じて被保証先の財政状態等を個別に勘案した損失負担見込額を計上しております。

(7)関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社に対する投融資額を超えて当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

5.収益及び費用の計上基準

(1)割賦売上

割賦販売に係る売上は割賦基準を採用しており、期末時において回収期限が未到来の債権に対応する割賦販売利益は、割賦利益繰延として繰延べております。

(2)コンテンツ配信事業

コンテンツ配信事業に係る売上及び売上原価は、回収委託業者から送付される月間情報料通知書の到来をもって計上しておりますが、月間情報料通知書が未到来の期間については、コンテンツ配信実績に基づく合理的な見積額を売上及び原価に計上しております。

また、コンテンツ配信事業者からのコンテンツ制作受託に係る売上は、当該コンテンツ配信事業者から送付される支払通知書の到来をもって計上しております。

なお、月間情報料通知書において情報料の支払拒否額として報告された回収不能金額は貸倒損失として処理しております。

6.その他財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ137,022千円増加しております。

(未適用の会計基準等)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)及び

「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

1.概要

退職給付債務及び勤務費用の計算方法が改正されました。退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

2.適用予定日

平成26年4月1日以後開始する事業年度の期末から適用予定です。

3.当該会計基準等の適用による影響

財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中です。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	第22期事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産 破産更生債権等	321,648 千円

2 保証債務

下記の得意先について、リース会社に対する割賦債務について債務保証を行っております。

	第22期事業年度 (平成25年3月31日)
有限会社音研	4,692 千円
有限会社篠原	3,461
エサキ・サウンドサービス	1,888
その他 231件	43,077
計	53,119

3 期日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理を行っております。

なお、当事業年度末が金融機関の休業日であったため、次の期末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。

	第22期事業年度 (平成25年3月31日)
受取手形	120,755 千円

(損益計算書関係)

1 関係会社項目

関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
関係会社からの受取配当金	161,000 千円
関係会社に対する債権放棄に伴う貸倒損失	40,544

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売促進費	1,270,367 千円
広告宣伝費	1,232,942
給料及び賞与	6,170,209
賞与引当金繰入額	734,117
退職給付引当金繰入	282,867
法定福利及び厚生費	1,052,635
貸倒引当金繰入額	9,668
債務保証損失引当金繰入額	16,145
減価償却費	1,395,687
長期前払費用償却費	13,828
のれん償却費	1,303,403
支払手数料	1,817,307

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
土地	57,769 千円
計	57,769

4 固定資産除売却損の内容は次のとおりであります。

	第22期事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	9,682 千円
賃貸用機器	49,332
リース資産	528
ソフトウェア	13,325
計	72,869

5 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

主な用途	場所等	種類	減損損失(千円)
遊休資産	群馬県高崎市他	建物、土地、リース資産	89,038
賃貸用資産	子会社各店舗	リース資産	46,091
合計			135,130

(2) 資産のグルーピングの概要

当社グルーピングは、継続的に損益を把握している事業単位(一部事業につきましては事業を細分化したエリア単位)ごとにグルーピングしております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

遊休資産につきましては賃貸先である子会社各店舗の閉店の決定のために、89,038千円(内、建物47,663千円、土地38,551千円、リース資産2,824千円)、賃貸用資産につきましては収益性低下のために46,091千円(内、リース資産46,091千円)の減損損失を認識しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、遊休資産につきましては正味売却価額、賃貸用資産につきましては使用価値により測定しております。正味売却価額は売却予定額を基礎として評価しており、また、使用価値の測定にあたっては将来キャッシュ・フローを12.61%で割り引いて算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期事業年度(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	69,954,422	-	-	69,954,422
合計	69,954,422	-	-	69,954,422

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項はありません。

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

(1) 対象者との取引

当社と対象者との取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

決算年月	平成23年3月期 (第20期)	平成24年3月期 (第21期)	平成25年3月期 (第22期)
対象者への製品及び配 信サービス売上	54	54	30

(2) 役員との取引

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 本公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、平成25年6月25日開催の取締役会において、湯浅公認会計士事務所から取得した株式価値算定書及び算定結果についての説明、かなまち法律事務所から得た法的助言、その他の関連資料を参考の上、当社との経営統合により対象者が得ることのできる利益と、対象者の知名度・ブランド力の向上、それに伴う優秀な人材の確保、及び取引先の皆様に対する信用力の向上といった上場維持の意義を総合的に勘案し、当社による対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けに係る諸条件について慎重に協議、検討を行った結果、対象者の企業価値の向上及び持続的な発展のためには、当社の完全子会社となって、当社との堅固な協調体制を築き上げ、当社との協力関係のもと、最大限のシナジー効果を追求することが必要であると考え、また、対象者普通株式の市場株価の動向等も勘案して十分なプレミアムが付されていることなどを考慮した結果、本公開買付価格及び本公開買付けのその他の諸条件は、対象者の株主の皆様にとって妥当であり、少数株主の利益保護に十分留意されており、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

上記の取締役会においては、対象者の取締役のうち、代表取締役社長である加藤博彦氏は、当社との間で公開買付けの応募に関する合意書を締結しているため、利益相反の疑いを回避する観点から、本公開買付けに関する対象者取締役会における審議及び決議には一切参加していないとのことです。当該取締役会においては、対象者の取締役3名のうち、上記1名を除く2名の取締役全員が出席し、出席した取締役の全員一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。また、当該取締役会には対象者の監査役3名（常勤監査役1名、3名とも社外監査役）全員が出席し、いずれも、対象者取締役会が、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨することについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

(2) 公開買付けの応募に関する合意

当社は、対象者の筆頭株主であり、かつ対象者の代表取締役社長を務める加藤博彦氏（所有株式数：1,340,523株（対象者の役員持株会における加藤博彦氏の持分に相当する株式の数523株（小数点以下切捨て）を含みます。）、所有割合：26.01%）との間で、平成25年6月25日付で公開買付けの応募に関する合意書を締結し、以下の合意を得ております。なお、加藤博彦氏が本公開買付けへの応募義務を負う前提条件はありません。

- ア. 保有する対象者の普通株式1,340,000株の全てについて本公開買付けに応募し、かつ、対象者の役員持株会における持分に相当する対象者の普通株式523株の全てについて、役員持株会をして本公開買付けに応募させる。
- イ. 対象者の取締役会をして、本定時株主総会において、当社の指定する取締役候補者3名及び監査役候補者1名を、本公開買付けの成立を条件として対象者の取締役及び監査役に選任する旨の役員選任議案を上程させ、本定時株主総会終結後最初に開催される取締役会において、対象者の代表取締役社長である加藤博彦氏を代表取締役社長に選定させるとともに、当社の指定する取締役1名を対象者の代表取締役に選定させる。
- ウ. 本定時株主総会における議決権の行使について当社の指示に従ってこれを行う。

(3) 対象者との合意

当社は、対象者との間で、平成25年6月25日に、対象者が、本定時株主総会において、当社の指名する取締役候補者として吉田篤司（当社代表取締役社長）、小松英規（スタンダード専務取締役）、二宮源和（当社経営企画室部長）の3名及び監査役候補者として楠本健也（スタンダード監査役）の1名を、本公開買付けの成立を条件として対象者の取締役及び監査役に選任する旨の議案を提出すること、及び本定時株主総会后最初に開催される取締役会において、対象者の代表取締役社長である加藤博彦氏を代表取締役社長に選定させるとともに、吉田篤司を対象者の代表取締役に選定することに合意しております。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益(当期純損失)	-	-	-

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	-	-	-
1株当たり当期純損益	-	-	-
1株当たり配当額	-	-	-
1株当たり純資産額	-	-	-

2【株価の状況】

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 マザーズ市場						
月別	平成24年 12月	平成25年 1月	平成25年 2月	平成25年 3月	平成25年 4月	平成25年 5月	平成25年 6月
最高株価(円)	76	83	82	83	155	140	105
最低株価(円)	67	75	73	79	80	106	81

(注)平成25年6月については、平成25年6月25日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 (単位)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所有株式数 の割合 (%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に 対する所有株式数の 割合(%)
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
計	-	-	-	-

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第13期(自 平成22年6月1日 至 平成23年5月31日) 平成23年8月18日 東海財務局長に提出

事業年度 第14期(自 平成23年6月1日 至 平成24年5月31日) 平成24年8月17日 東海財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第15期第3四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年4月12日 東海財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社メディアクリエイト
(静岡県沼津市筒井町4番地の2)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【その他】

(1) 平成25年5月期決算短信

対象者は、平成25年6月25日に「平成25年5月期決算短信(非連結)」を公表しております。当該公表に基づく、同期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況

決算年月	平成25年5月期
売上高	3,213,537千円
売上原価	3,000,690千円
販売費及び一般管理費	263,247千円
営業外収益	41,368千円
営業外費用	53,143千円
当期純利益(当期純損失)	176,783千円

1株当たりの状況

決算年月	平成25年5月期
1株当たり当期純損失	34円34銭
1株当たり配当額	0円00銭
1株当たり純資産額	93円27銭

(2) 業績予想と実績との差異

対象者は、平成25年6月25日に「通期業績予想と実績との差異に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成25年5月期の通期業績予想と実績の差異の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、本(2)において引用した以下の文中の「当社」とは、対象者をいいます。

1.平成25年5月期の通期業績予想と実績の差異（平成24年6月1日～平成25年5月31日）

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	3,205	24	36	45	8.73
今回発表実績（B）	3,213	50	62	176	34.34
増減額（B - A）	8	26	25	131	
（ご参考）前期実績 （平成24年5月期）	3,500	24	38	106	20.73

2.差異の理由

経済環境の緩やかな回復は見られるものの、消費控えや競合環境激化などサービス業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。そのような状況の中、当社は、売上高の増加を目的に、お客様単価の上昇を図る施策やお客様数の増加を図るための各種販売促進施策を繰り返し進めてまいりました。これらの施策は一定の効果を上げ、前回発表の売上高は確保いたしました。しかしながら、各種販売促進施策の強化による飲食材原価、販売促進費、QSC（商品品質、サービス、清潔さ）向上を目的とした各種メンテナンス関連に伴う諸費用が増加しました。また、一部の店舗において固定資産の減損に係る会計基準に基づき、減損損失86百万円を計上したことにより、営業利益、経常利益、当期純利益ともに前回発表予想を下回る結果となりました。

（3）特別損失の発生

対象者は、平成25年6月25日に「特別損失（減損損失）の発生に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、長引く消費の低迷や競合環境の悪化などにより一部の店舗において収益性が低下したため「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、対象者が保有する一部店舗の固定資産に減損損失86百万円を計上したとのことです。なお、上記は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

（4）代表取締役の異動及び役員人事

対象者は、平成25年6月25日に「代表取締役の異動および役員人事に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、以下の内容の代表取締役の異動及び役員の異動については、本公開買付けの成立を条件としており、本定時株主総会及びその後の取締役会において正式決定される予定とのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、本（4）において引用した以下の文中の「当社」とは、対象者をいいます。

1.代表取締役の異動

異動の内容

（新任代表取締役）

新役職名	氏名	現役職名
代表取締役副社長	よしだ とくじ 吉田 篤司	株式会社エクシング 代表取締役社長

異動の理由

平成25年6月25日付の「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」にてお知らせしましたとおり、当社は、株式会社エクシングによる当社株式に対する公開買付け、またその後の一連の手続きを経て完全子会社となる予定です。これを機に新たな経営体制により、株式会社エクシングとのシナジー効果を実現し、更なる成長戦略の推進と企業価値の向上を図るためであります。

新任代表取締役の氏名及び略歴

新役職名	代表取締役副社長	
氏名	吉田 篤司	
生年月日	昭和34年4月8日(54歳)	
略歴	昭和57年4月	ブラザー工業株式会社入社
	平成9年5月	株式会社エクシング 企画・経理部長
	平成10年6月	同社 取締役企画・経理部長
	平成11年4月	同社 取締役企画・経理部長兼総務・人事部長
	平成13年4月	同社 取締役本社統括部長
	平成18年8月	同社 取締役本社統括部長兼ジョイサウンド事業部管掌
	平成18年9月	同社 取締役本社統括部、ジョイサウンド事業部管掌
	平成20年4月	同社 代表取締役社長
	平成22年7月	同社 代表取締役社長 兼 カラオケ事業本部長(現任)

就任予定日

平成25年8月28日

2. 取締役候補者(平成25年8月28日の定時株主総会にて選任予定)

再任候補者

氏名	現役職名
加藤 博彦	代表取締役社長
斉藤 哲明	専務取締役
栗原 浩一	取締役管理部長

新任候補者

新役職名	氏名	現役職名
代表取締役副社長	吉田 篤司	株式会社エクシング 代表取締役社長
取締役	小松 英規	株式会社スタンダード 専務取締役
取締役	二宮 源和	株式会社エクシング 経営企画室部長

3. 監査役候補者(平成25年8月28日の定時株主総会にて選任予定)

新任候補者

新役職名	氏名	現役職名
監査役	楠本 健也	株式会社スタンダード 監査役

4. 退任予定監査役(平成25年8月28日付)

	氏名	現役職名
任期満了による退任	八木 悟	社外監査役

(5) 株主優待制度の廃止

対象者は、平成25年6月25日に「株主優待制度の廃止に関するお知らせ」を公表しております。当該公表によれば、対象者は、本公開買付けが成立することを条件に、株主優待制度を廃止することを決議し、平成25年5月31日時点の株主名簿に記載された1,000株以上保有の株主の皆様に対する施設利用券及び地域特産品（静岡茶）の進呈をもって、株主優待制度を廃止することです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。